

姫路・東西播地区における運賃改定実施による労働条件の改善状況

姫路・東西播地区においては、令和5年5月31日からタクシー運賃の改定を実施（改定率13.81%）いたしましたが、これによる令和5年6月から11月におけるタクシー運転者の労働条件の改善状況について、次のとおり公表します。

1 運賃を改定した事業者数

70社（集計事業者66社）

未提出2社、未集計2社（調査項目一部欠損のため）

（注）改定事業者数は、運賃を引き上げる方向で改定した事業者数である。

2 平均増収率

20.9%

（注）平均増収率は、次の算式により算出。

（算式）改定後6ヶ月間の営業収入（税引き後）÷前年同期の営業収入（同）×100-100

3 一般運転者に係る運転者1人平均賃金上昇率

18.1%

改定前1人平均給与月額 （令和4年6月～11月）	改定後1人平均給与月額 （令和5年6月～11月）
216,340円	255,602円

（注）一般運転者とは、定時制乗務員等一般運転者以外の運転者を除く運転者をいう。

4 全運転者に係る運転者1人平均時間あたり賃金の支給率の変動状況

（注）平均時間あたり賃金の支給率の変動状況は、次の算式により算出。

15%以上	10%以上 15%未満	5%以上 10%未満	0%以上 5%未満	-5%以上 0%未満	-10%以上 -5%未満	-10%以上 -5%未満	計
24社	7社	10社	11社	5社	4社	5社	66社

$$\left[\frac{\begin{array}{l} \text{全運転者に係る} \\ \text{令和5年6月～11月の賃金支給総額} \\ \\ \text{全運転者に係る} \\ \text{令和5年6月～11月の総乗務時間数} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{全運転者に係る} \\ \text{前年同期の賃金支給総額} \\ \\ \text{全運転者に係る} \\ \text{前年同期の総乗務時間数} \end{array}} \times 100 \right] - 100$$

5 改定による賃金改善率の分布（一般運転者 1 人平均）

15%以上	10%以上 15%未満	5%以上 10%未満	0%以上 5%未満	-5%以上 0%未満	-10%以上 -5%未満	-10%以上 -5%未満	その他
26社	12社	10社	9社	0社	3社	5社	1社

計
66社

（注）賃金改善率は、次の算式により算出。

$$\left[\frac{\text{一般運転者に係る 令和5年6月～11月の運転者1人平均給与月額}}{\text{一般運転者に係る前年同期の運転者1人平均給与月額}} \times 100 \right] - 100$$

6 営業収入に占める賃金支給率の変動状況（運転者に限る。）

103%以上	102%以上 103%未満	101%以上 102%未満	100%以上 101%未満	99%以上 100%未満	98%以上 99%未満	97%以上 98%未満	96%以上 97%未満
17社	3社	5社	4社	7社	2社	2社	4社

95%以上 96%未満	95%未満	計
4社	18社	66社

（注）賃金支給率の変動状況は、次の算式により算出。

$$\frac{\text{全運転者に係る 令和5年6月～11月の賃金支給総額}}{\text{同時期の営業収入}} \div \frac{\text{全運転者に係る 前年同期の賃金支給総額}}{\text{同時期の営業収入}} \times 100$$

7 その他

(1) 労働者負担の軽減

- ・労働者負担制度を採用していた事業者 9社
- ・一切変更のない事業者数 9社

(2) 手当類の創設・拡充・・・詳細は別記のとおり

- ・新しく手当を創設した事業者数 1社

(3) その他

- ・労働時間の短縮
 - ・賃金体系の改善（基本給の増額）
 - ・退職金制度の導入
- 別記 手当類の創設・拡充
(1) 新設された手当類
・洗車手当 1回 200円